

令和 7 年 4 月 1 日

山口市建設工事標準請負契約約款の改正について (前金払の特例措置)

建設工事の請負代金の前金払については、平成 28 年度以降、時限的な特例措置として、前金払の使途の範囲を拡大して運用してきたところですが、この度、国土交通省から、**特例を恒久化する旨の通知**がなされました。これを受け、本市においても、**建設工事の請負代金の前金払の特例措置を恒久化**することとし、取扱いについては下記のとおりといたします。

1 山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用・単償用）の改正について

第 36 条第 1 項のただし書を次のとおり改正します。

(適用期日：令和 7 年 4 月 1 日以後に契約を締結する工事について適用します。)

ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

これに関する取扱いは、次のとおり受注者に案内しています。

(1) 対象となる前払金

令和 7 年 4 月 1 日以後に契約を締結する工事について適用します。

※中間前払金は対象外となります。

(2) 使途拡大の内容

前払金の使途拡大の特例を継続し、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用にも充てることができることとします。これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 です。

※契約締結時の前払金の額の割合(請負代金の 10 分の 4 以内)は従前どおりです。

(3) 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成 28 年 4 月 1 日以降、既に請負契約を締結した工事についても特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約を変更する必要がありますので、発注者（工事発注課）に御相談ください。

2 注意点

新しい山口市建設工事標準請負契約約款等をウェブサイトに掲載していますので、入札・契約の際は最新のものを必ず御確認ください。